

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>（別表第1の1の項の表の特例）</p> <p>2 別表第1の1の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（別表第1の2の項の表の特例）</p> <p>3 別表第1の2の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B</p>	<p>附 則</p> <p>（別表第1の1の項の表の特例）</p> <p>2 別表第1の1の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を、「B地域」とは同法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（別表第1の2の項の表の特例）</p> <p>3 別表第1の2の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び都市計画法第8条第1</p>

地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第1 (第2条、第3条関係)

1 第1種分類事業

表 (略)

備考

1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2～8 (略)

2 第2種分類事業

表 (略)

備考

項第1号に規定する工業専用地域を、「B地域」とは同法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第1 (第2条、第3条関係)

1 第1種分類事業

表 (略)

備考

1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を、「B地域」とは同法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2～8 (略)

2 第2種分類事業

表 (略)

備考

1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第2 (第25条関係)

事業の種類	行為
(略)	
(22) 条例別表第22号に掲げる事業	ア (略) イ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可の申請、同法第11条(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の協議又は同法第12条第1項の許可の申請 ウ～ク (略)

1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を、「B地域」とは同法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第2 (第25条関係)

事業の種類	行為
(略)	
(22) 条例別表第22号に掲げる事業	ア (略) イ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可の申請、同法第11条(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の協議又は同法第12条第1項の許可の申請 ウ～ク (略)